

人工透析を受けている方へ



下記の医療費助成制度があります

<特定疾病療養受療証>

- ・人工透析に関する医療費の上限が、月額¥10,000 となります。
(所得によっては¥20,000)
- ・透析開始時点で申請が可能です

<福祉医療費支給制度>

- ・医療費（食事代・病衣代を除く）の自己負担分が公費で賄われます
- ・申請には事前に身体障害者手帳の交付を受ける必要があります


<自立支援医療(更生医療)>

- ・入院や外来に関わらず月額の支払いに上限が設定されます
(世帯の収入によって上限が変わります)
- ・申請には事前に身体障害者手帳の交付を受ける必要があります

※腎移植について

ドナー（腎提供者）の医療費は、レシピエント（移植者）側の保険で賄います。しかし、検査を行い医学的な事情などで残念ながら移植が見送られた場合には、それまでにかかったドナー検査入院費用につきましては、ドナーの方ご自身の健康保険にてお支払いいただくこととなります。

～ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください～



秋田大学医学部附属病院
地域医療患者支援センター
TEL 018-884-6229

